



おもな内容

行政改革の実施状況をお知らせします	2	
情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況	3	
みずほ伝言板	『町長への手紙』内容等を紹介し ます 熱中症に気をつけよう！ 平成23年度国民健康保険税について ほか	4~7
インフォメーション	国民年金保険料免除等の申請について 保存樹木・樹林制度 7月24日(日)地上テレビ放送のデジタル 化完全移行が実施されます ほか	8~11
福祉	社会を明るくする運動 児童育成手当対象者の方へ ほか	14~16
教育委員会からのお知らせ	町営プール始まります 総合体育大会 ほか	17~20

全町一斉清掃

6月5日、全町一斉清掃が行われました。6100名の住民の方々が参加され、2990kgのごみを集めました。
また、今年も基地からの参加があり、みんなで協力して、町中をきれいにしました。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問合せ 総務課 TEL 557-7495

情報公開制度

■情報公開制度とは

町等（町長、教育委員会、選挙管理委員会、議会など）が保有している情報を町民の皆さまからの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さまと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

平成22年度情報公開制度の運用状況

実施機関	請求件数	決定内容			取下げ	不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開 (うち文書不存在)		
町長	7	4	3	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0
町長・教育委員会	1	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	2	1	0	0	1	0
計	11	6	4	0	1	0

個人情報保護制度

■個人情報保護制度とは

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱い、住民サービスの向上に努めています。しかし、その取扱いに適正を欠いた場合は、皆さまのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆さまの大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

■個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届出を行い、公示することが義務付けられています（取扱事務届出）。また、届出のあった個人情報は原則として届け出た目的以外に利用したり（目的外利用）、町以外に提供（外部提供）することは禁止していますが、例外として本人の同意が得られている場合や、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては目的外利用や外部提供が認められています。

■自己情報の開示請求とは

町が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。平成22年度の自己情報開示請求は、2件でした。

■自己情報の訂正等とは

町が保有する個人情報について、自己情報の記載に誤りがあるときには訂正の請求、自己情報が収集の制限を超えて収集されているときには削除の請求、自己情報が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて利用または提供されているときには、目的外利用の中止請求をすることができます。

平成22年度の訂正、削除、目的外利用の中止請求はありませんでした。

平成22年度個人情報取扱事務届出状況

実施機関	取扱事務届出	目的外利用届出	外部提供届出
町長	339(5)	98	103(1)
教育委員会	49(1)	6	5
選挙管理委員会	8	4	4
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	1	0
計	404(6)	109	112(1)

※取扱事務の各届出は、平成15年の制度施行時からの延べ件数です。()内が平成22年度に届出のあった件数です。

行政改革の実施状況をお知らせします

町では行政改革大綱を策定し、継続的に取り組んでいます。平成22年度の取り組み状況を、住民等で構成する行政評価委員会行政改革推進分科会に報告し、意見を頂きました。

平成22年度の取り組み状況（101項目）

- 一定の目標を達成した…87項目
- 現在取り組み中であるが目標を達成していない…14項目

※目標を達成していない項目や、新たな課題については、平成23年4月にスタートした「第4次行政改革大綱」で継続的に推進していきます。



第3次、第4次行政改革大綱および取り組み計画（実施細目）全文は、町ホームページおよび情報公開コーナーでご覧になれます。

平成22年度の行政改革の効果

- 収入の確保…約854万円
 - 支出の削減…約445万円
 - 節減金額合計…約1,299万円
- この節減金額は、今後、施設の改修や新たな行政課題に投資することになります。
※決算額が確定していないため、見込みの数値です。

平成22年度に取り組んだ主な内容

●資産の有効かつ適度な活用

公共の利用度が低い、町が所有する土地を隣接する土地所有者に売却し、約340万円の収入を得ました。今後も資産の有効かつ適度な管理を推進します。
また、制度改革によって利用が減少し、撤去することが決まっていた高齢者福祉センター「寿楽」にある特殊浴槽（チェアーインバス）を、インターネットで公売しました。落札金額は、4,850円とわずかでしたが、撤去費用を落札者負担としたため、約100万円節減できました。



▲チェアーインバス

●税収の確保

税の公平負担および税収の確保のため、滞納者に対する家宅捜索を行うとともに、財産の差押さえを行いました。また、差押さえした動産155品をインターネット公売し、約32万円の収入を得ました。



▲西多摩地区インターネット公売合同下見会

●能力・実績を重視した給与体系の構築

職員の勤務実績を上司が評価し、職員の人材育成や給与へ反映させることにより、能力と業績に基づいた人事管理を推進しています。平成22年度より、この評価結果を全職員の給与に反映しました。

●継続的な組織の見直し

庁内で組織検討委員会を開催し、課・係の統廃合を検討しました。平成23年4月から一部、課の統合を実施し、組織の効率化を図りました。

●指定管理者制度の活用

サービスの向上とコスト縮減を図るため、指定管理者制度を保育園や福祉施設などに導入しています。保育園については、福祉サービス第三者評価を受審し、その結果をもとにサービスの改善を行いました。この結果、保護者の90%以上からサービスに「満足」との回答を頂きました。

●電算を西多摩の町村で共同運営

住民記録をもとに、住民課、税務課などが使用している、基幹系電算システムを、西多摩の町村と共同で開発を行い、運営できるようにしました。平成23年10月に導入予定ですが、導入後5年間で約2億2,900万円の経費削減が見込まれます。

行政改革推進分科会から頂いた意見

- ①具体的な数値目標を設定し、取り組みを明確にしてほしい。
- ②数値目標は金額だけでなく、事務効率やスペース確保、省電力なども目標になる。
- ③何が課題であり、どこまで改善できるかが重要で、それらが明確になっていない。
- ④協働を推進するために、住民や各種団体等にも、長期総合計画や行政改革大綱の説明を行ってほしい。
- ⑤この分科会での意見・提案が職員に浸透していないと感じ、残念である。職員意識を高めてほしい。

問合せ 企画課 TEL 557-7468